

2016年12月吉日

断熱材お取扱い・納入業者様

発泡プラスチック断熱材連絡会

押出發泡ポリスチレン工業会

ウレタンフォーム工業会

発泡スチロール協会

フェノールフォーム協会

### 建築物エネルギー消費性能基準への適合義務対象建築物に係る 留意点について（連絡とお願い）

平素は大変お世話になりありがとうございます。

各位におかれましてはご周知のこととは存じますが、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の施行により、平成29年4月以降は、2000㎡以上の非住宅建築物について、新築時等に省エネ基準適合が義務付けられる予定です。

これに伴いまして「建築物エネルギー消費性能基準への適合義務対象建築物に係る工事監理マニュアル・平成28年11月版（一般社団法人 日本サステナブル建築協会）」が公開されております。

これによりますと本件に係る建築物（義務対象建築物）は設計図書において、省エネ基準に係る建材や設備の仕様等を明示すると同時に、工事監理者は設計図書に示された建材や設備の仕様等のとおり実施されていることが必要となる、とされております。

断熱材に関しましては、この「工事監理マニュアル」において

- 工事監理においては工事施行者（お取扱い業者様）から提出される施工計画書・納入伝票・施工完了報告書等により、使用される断熱材が設計図書に定める仕様等に適合していることを確認している。
- なお、断熱材については、製造元より様々な流通経路を経て、工事現場に納入されることがあり、工事現場に断熱材の仕様に係る情報が適格に伝達されるよう、工事施工者等に注意を促す必要がある。

と記載されております。

建築業者様にお渡しする「納入書」については、上記に基づき、断熱材の仕様が明確に判断がつくよう、以下を明記くださいますようお願いいたします。

- 【記載必要項目】
- ①製品名称・品番
  - ②製品規格 (厚さ〇〇×幅〇〇×長さ〇〇)
  - ③納品数量 (〇〇枚)・・〇〇ケース (〇〇枚/ケース)

このように本件は建築基準法に係る規制の一環でありますので、本来であれば断熱材お取扱い業者様には建築業者様等よりご連絡があるものとは存じますが、別途弊連絡会より連絡とお願いする次第であります。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上